

「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成16年8月分）について

本日、北陸電力㈱から、「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する平成16年8月分の連絡があった。連絡の内容は、以下のとおり。

志賀原子力発電所1号機において、8月3日、排気筒トリチウム捕集装置\*の異常を示す警報が発生した。調査の結果、当該装置の冷凍機の性能低下が認められたため、8月9日当該冷凍機の取り替え、復旧を行った

なお、本事象による放射性物質の外部への放出はない。

\*排気筒トリチウム捕集装置：排気筒から放出される気体の一部を収集し、その中に含まれる湿分を冷凍機により捕集。捕集した湿分は、トリチウム（H-3（放射性の水素））の測定に用いられる。

参考：北陸電力 HP [http://www.rikuden.co.jp/shika/osirase/pdf/040803\\_2.pdf](http://www.rikuden.co.jp/shika/osirase/pdf/040803_2.pdf)

平成16年9月10日  
原子力安全対策室  
(直通) 076 (225) 1465  
(県庁内線 4234)